

平成29年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成29年12月14日（木）午後2時～4時
開催場所	北区役所 第一庁舎4階 第一委員会室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度上半期 契約締結状況について (2) 平成29年度上半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①制限付一般競争入札（1件） ②希望制指名競争入札（3件） ③随意契約（入札後随意契約）（2件） ④随意契約（特命随意契約）（3件） 4. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日 総件数1,451件、制限付一般競争入札7件、総合評価方式入札1件、希望制指名競争入札536件、指名競争入札121件、随意契約（入札後随意契約・特命随意契約・見積合）786件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各報告事項
審議案件	合計 9件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

平成29年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 平成29年度上半期 契約締結状況について

事務局が平成29年度上半期の契約締結状況を報告。平均落札率は91.1%であった。

2. 平成29年度上半期 審議案件9件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

(1) 制限付一般競争入札（1件）

①「田端一丁目付近下水道再構築工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・①について 辞退理由が資料として示されているが、どのように業者から提出されるのか。区の間い合わせに対する回答を書き起こしたものか。また、辞退者のうち辞退理由を提出している事業者はどの程度いるか。</p> <p>・ 予定価格を事前公表することで事業者の競争を阻害していると、当委員会において以前から議論がなされている。予定価格以下で応札できないことが明らかな事業者には当初から辞退してもらい、結果一者入札もやむなしと考えるのがいいのか、あるいは予定価格を非公表とし、辞退せず応札していただく方が競争性の観点で良いのか、非常に悩ましい問題である。</p>	<p>・事業者が電子入札システムで応札する際、辞退する場合には辞退理由を入力できるようになっている。また、辞退者のうちおよそ半数程度の事業者が辞退理由を入力している。</p> <p>・下水道工事再構築は都下水道局から委任を受け、年間2件程度発注している。都と比較して規模が小さいことが、事業者からの申込が少ない理由の一つと考えられる。今年度、別の下水道再構築工事案件も2度入札を行った結果、全者辞退で不調となった。都の積算基準と事業者の積算に乖離があることが考えられる。工事主管課から都へ、このような現状から区が受託するのは困難であることを申し入れているが、都から引き続き受託するよう要請されており、来年度は発注時期を早めるなど、競争性が図られるよう対策を講じたい。</p>

<p>・入札等審査委員会に付議された時点の予定価格が、入札段階で減額となっている。減額されなければ落札できた可能性あるのではないか。減額となったのはどのような理由か。</p> <p>・都の積算基準で応札可能な事業者がほとんどいない中での入札と思われるが、都としては応札できるものが一者でもいれば問題ないと捉えているのか。</p>	<p>・発注前に直近の積算基準に基づいて改めて積算した結果、今回は減額となったためである。</p> <p>・都は、「一者入札」と予定価格事前公表案件で応札額が予定価格に近接することを問題としており、現在、入札制度改革の試行実施の一環として、予定価格事前公表から事後公表に改め、「一者入札」をしない方向で試行実施しているようである。</p> <p>一方、入札不調が相次ぐ案件もあることから、都議会から制度改革の見直しの必要性を問われている。</p> <p>・電子入札は、入札参加者は、自分の他に誰が参加しているかわからない、いわば「仮想競争相手」がいる状態となる。今回は、区内に限定せず、隣接区の事業者の参加を可能としており、更に参加者がわかりづらい形となっている。</p>
--	--

(2) 希望制指名競争入札 (3件)

- ②「西ヶ原みんなの公園管理委託」
- ③「王子駅北口自転車駐車場改修工事」
- ④「岩淵小学校理科室他空調機設置工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・②④について</p> <p>②及び④は予定価格を事前公表していない案件で、両案件とも1回目の入札で落札決定とならず、同日3回目の入札で決定となった。予定価格を事前公表しなければ、今回の入札経過のように事業者は積算し応札する。一方、予定価格事前公表は、予定価格以下で応札できない事業者は初めから辞退をし、結果一者入札になりがちであるが、</p>	<p>・事業者は発注予定表から希望する案件に申込み、指名選定された業者に対し電子入札システムにて指名通知を行っている。予定価格事前公表案件の場合、この通知の段階で指名業者あて予定価格が通知される。仕様等に基づき事業者が積算した結果、予定価格以下の応札ができない業者は辞退することとなる。</p> <p>また、都は、申込一者(1JV)の</p>

<p>今回の例と比較すると、必ずしも予定価格事前公表が悪いと言い切れず、どちらが入札として本来あるべき姿なのか悩ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前、贈収賄につながる可能性を排除する主旨で、予定価格事前公表を導入した経緯があると伺ったが、これも重要な観点だと思う。 ・区では、業者が職員に探りを入れる行為がなくなったという実感あるか。 ・人件費、材料費が高騰していると言われているが、それらに連動する形で、随時適切に予定価格を設定しているのか。 ・③について、落札者以外の二者の応札金額が同一であるが、それぞれの業者が各自積算したにもかかわらず、同額となった理由は何か。 	<p>入札をやめようとしているが、北区の場合、一般競争入札の公告案件では、申込者が最低入札参加者数に満たない場合には指名競争入札に切り替えると規定し、実績ある事業者を指名し入札執行することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつて、工事案件は予定価格事後公表であったが、平成25年に職員が贈収賄の疑いで逮捕されたことをきっかけに同年10月に予定価格事前公表を試行で始めた。業者が職員に探りを入れる行為を防ぐ意味も含まれている。また、翌26年度から、手続きの透明性・公平性の確保を目的に、本委員会を設置した。 ・契約主管課には直接業者が探りを入れる行為はなく、実際あってはならない。各事業所管課においても常にモラルを守って業務遂行していると考えている。 ・工事主管課において、東京都レベルで資材や労務単価の調査を行い、四半期ごとの単価改訂のほか、毎月の単価改正をできるだけ速やかに反映させようと努めている。時期によって、上昇局面になると、反映が追いつかないこともある。 ・本件は予定価格事前公表案件で、これら二者については、公表された予定価格と同額で応札してきたものであるが、理由は不明である。
--	---

(3) 随意契約（入札後随意契約）（2件）

⑤「仮称なでしこ小学校等複合施設新築太陽光発電設備工事」

⑥「地籍調査委託（志茂二丁目地区の一部）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・⑥について、なぜ今回当該土地において地籍調査が必要となったのか。この調査を行う、最終的に目標としていることはなにか。</p> <p>・⑥の入札経過を見ると、第三回目まで行った結果、最も安価な金額で応札した業者と随意契約交渉を行い、応札金額からさらに安価な金額で契約できたということか。</p> <p>・⑥の案件は、最も安価で応札した業者はあくまでも随意契約の候補者ということか。また、最も安価応札者は随意契約交渉を断ることは可能なのか。</p> <p>・⑤と⑥に共通しているのは、それぞれ三回入札しても落札決定できず、最も安価応札業者と随意契約交渉の結果、予定価格以下まで値下げして契約したことである。これら案件の予定価格についてはどこが決めているのか。</p> <p>・安ければよいというだけでなく、品質面の確保についても考慮したうえで予定価格を積算していると理解してよろしいか。人件費等の相場が上</p>	<p>・本件は、密集住宅の改善を行う事業を行うにあたり、土地に関する登記が明確でないと事業が進められないことから、実際の土地の現況と登記の状況調査を委託するものである。</p> <p>実際の土地と公図が違っていると事業が進められないためであり、最終的には道路、公園を整備し、密集地改善を図っていくものである。</p> <p>・本件は、応札額は参加者中最安価であるが、なお予定価格を超過しているため、随意契約交渉の意思を事業者を確認の上、交渉の結果、予定価格の範囲内の金額の提示を受けたので、随意契約することができた。</p> <p>・本件最も安価で応札した業者の応札額が予定価格を超えていたので「落札」とならず、随意契約交渉の第一順位候補者となる。随意契約交渉は、第一順位候補者に意向確認の上実施しており、業者は断ることも可能である。</p> <p>・予定価格については、工事主管課において、工事や測量に関する積算基準や、事業者見積などを総合的に勘案し、積算の上決定している。</p> <p>・工事や測量に関しては、積算基準があり、減額して予定価格を作成するようなことはない。予定価格は妥当と言えると思う。</p>

<p>がってきている中で、各自治体が設定する予定価格が妥当といえるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑤⑥のように、同一案件について、1回の入札では決まらずに、同日2回3回と入札を行うのは普通か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両案件のように、同日2回3回と再度入札を行うのは少ない。また、入札後随意契約交渉となるケースも少ないと認識している。
---	---

(4) 随意契約（特命随意契約）（3件）

⑦北区図書館業務一部等委託（王子地区分室含む4館）

⑧国保広域化に伴う北区国民健康保険システム改修業務委託

⑨セキュリティ強靱化対応迷惑メール対策システム関連機器の賃借（29年度更新分）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・⑦について 業者指定理由書に、「平成28年度（注：受注初年度）の業務履行状況が良好であったため、平成29年度の再契約先として「東京都北区委託事務審査委員会」に諮ったところ、再契約先として認められた」とあるが、「良好」か「良好でないか」についての判断基準はあるか。 ・⑦「北区図書館業務一部等委託」の「一部」は、どのような業務か。 ・⑦について、受注1年目の平成28年度の履行状況が「良好」であったということで次年度（29年度）再契約となったが、更にその先の契約についてはどのようになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当所管課において、評価表を策定し評価を行い、ある一定の点数以上であれば「良好」と認め、総務部長を委員長とし、関係部課長で組織する委託事務審査委員会に諮った上で、翌年度再度委託の可否を決定している。 ・図書館業務のうち、窓口での貸出、閲覧対応等を委託している。 ・平成29年度の終わりに所管課が履行状況の評価を行い、結果が「良好」であれば30年度も再度委託が可能となる。なお、「東京都北区委託事務取扱要綱」の規定により、随意契約による同一委託先への再度委託期間については、競争性、客観性及び公平性の見地から適正な判断が必要であることから、原則として、2カ年を限度とし、平成31年度契約については、入札やプロポーザル方式など競争により業者を決定することとなる。

・特命随意契約3案件のうち、⑦の業者指定理由書に、「委託事務審査委員会に諮った結果再契約先として認められた」とあるが、なぜ⑦のみ委託事務審査委員会に諮った理由は何か。

・⑧について、システム改修について、著作権があり、他の業者ではできないと業者指定理由書に記載があるが、金額の妥当性についてどのように考えるか。

・⑨について、他に賃貸業者がいる中で、なぜ、今回当該業者を指定したのか。

・⑨について、事務局の説明では、平成29年5月15日第1回目入札結果全者辞退で不調、5月30日第2回目入札も全者辞退で不調とのことである。本件の賃借開始日が6月1日であることを考慮すれば、もう少し余裕を持ったスケジュールで入札を実施すべきであったと言わざるを得ない。

・「東京都北区委託事務取扱要綱」の規定では、⑦案件のような同一委託先への再度委託の可否について、委託事務審査委員会で審査することが求められていることから、同委員会に諮り決定されたものである。

委託事務審査は、随意契約全般ということだけでなく、保育園、学校の給食調理業務委託といった毎年同様の業務内容の案件について実施し、委託業務履行状況が良好と評価された場合、受注2年目、3年目も再契約可能とするものである。

・主管課において、現行システムを導入している他区への調査を実施し、業者見積の精査を入念に行っているとの報告を受けている。

・本件は2度入札の結果不調となり、既存機器のリース期間延長が不可能かつリース期限満了が迫っており、3度目の入札を行う暇がないことから特命随意契約とした。

予算の範囲内かつ短期間で仕様を満たす物品調達が可能業者が他にいないことから、当該業者を契約の相手方として指定したものである。

・本件入札執行スケジュールについては指摘のとおりである。既に担当主管課に対しては、計画的な発注を行うよう申し入れを行っており、契約管財課として、余裕を持ったスケジュールとなるよう適切な業務執行に努めたい。

審議結果

- 特命随意契約案件のシステム改修業務委託について、他区を調査し、業者見積を入念に精査しているとの説明があった。区は特命随意契約の金額の妥当性検証について、今後もこのような取り組みを継続してほしい。
- 特命随意契約となった案件のうち、当初指名競争入札であった案件について、適正な入札手続きが行われていたと認められる。
 - 1回目の入札で決まらず、2回、3回と再入札を実施したときに、前回最低入札価格で応札できない業者が「予算が合わないため」辞退するといった理由には合理性があるが、1回目から入札を辞退する場合には、区はその理由を辞退した業者に改めて確認を行った方がよいのではないかと考える。事後的にでも調査することで、入札に対する信頼性確保を図っていく必要があると考える。
 - 2度目の入札も不調となり、3度目の入札の暇がないため特命随意契約となった案件があったが、区はこのような履行開始日目の余裕のない入札とならぬよう、スケジュールに余裕を持たせた入札執行をしてほしい。
 - 辞退理由として「弊社都合」というのが多く、区にとって真の辞退理由把握が困難になっているのではないかと考える。
 - 電子入札システムでの入札に際し、現時点では、業者が辞退する際に辞退理由の入力は強制できないが、今後区は、辞退理由を入力しないと辞退できないようなシステムに改修する方向で検討した方がよいのではないかと考える。
 - 区は発注公告の段階と指名通知発行時、すなわち入札の「入口」と「出口」において、入札を辞退する場合の辞退理由入力に協力を依頼していくべきである。
- 全体として、概ね適切に入札執行されていると認められる。